

## 委員長の選出及び委員長代理の指名

本審議会の委員改選に伴い、委員長について、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例第5条第1項の規定に基づき、委員の互選により選任するものである。

また、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例第5条第3項の規定に基づき、委員長が委員長代理を指名する。